平成２１年（フ）第１０２７号
高知市南竹島町１番地８　メゾン・ド・カフェイユ507
債務者　大石　悟司
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０２８号
高知市中万々148番地30
債務者　山中恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０３８号
高知市愛宕町３丁目10番15号　コーポ愛宕Ｄ－１
債務者　池澤　知香
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０４７号
高知市一宮西町２丁目20番17号　改住12号
債務者　山本　晃久
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０６６号
高知市旭天神町140番地
債務者　森本　三枝
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字木月1180番地、前住所福岡県宗像市自由ケ丘４丁目４番地２
債務者　麻生　真哉
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１５７号
福岡県宮若市磯光1367番地125
債務者　木村　高志
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１６１号
福岡県直方市大字山部616番地165、前住所福岡県直方市大字上新入2495番地12
債務者　山﨑ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１号
福岡県直方市大字中泉1071番地
債務者　青柳　千敏
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第21地割126番地14
債務者　臼澤真由美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
福島県石川郡平田村大字駒形字臼ヶ久保80番地
債務者　鹿又　三子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
三重県津市戸木町4152番地218
債務者　山出まさ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１８号
三重県津市久居野村町763番地１　リバティハウス206
債務者　松本　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２６号
三重県鈴鹿市北江島町18番15号
債務者　近藤　敦也
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２８号
三重県亀山市みずきが丘25番地８
債務者　髙野　玲美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３２号
三重県津市大門12番18号
債務者　田中　正弘
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３３号
三重県亀山市栄町1418番地21
債務者　松岡サキ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７０号
三重県名張市東田原625番地223
債務者　穂満　幸成
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　津地方裁判所伊賀支部